

○社会労働委員会

內閣提出法律案（四件）

108 64	国会	精神衛生法等の一部を改正する法律案	"	三一六	九一〇	可	九一八	可	九一八	七、六修	九一〇	正	九一〇	修	九一〇	正	百八回	百九回	衆本会議	趣旨説明
-----------	----	-------------------	---	-----	-----	---	-----	---	-----	------	-----	---	-----	---	-----	---	-----	-----	------	------

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送衆へ提付委員会	参議院		衆議院	備考		
				月	日	議員決会	議本會決議		
3	育児休業法案	糸久八重子君 外六名 (大、(三)五)	大三、八三	大三、八五	大三、八三 (予)	付委員会 議員決会 議本會決議	付委員会 議員決会 議本會決議	衆議院	

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（閣法第七号）

という。）。

一、財形住宅貯蓄制度の創設

1 財形住宅貯蓄契約とは、五十五歳未満の勤労者が締結した次の契約をいうものとすること。

(1) 金融機関等との預貯金等に関する契約

- ① 五年以上、定期に、金銭の払い込みをすること。
また、金銭の払い込みは、事業主が賃金から控除して行うが、勤労者が財形給付金等によつて行う

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、勤

労者の財産形成を一層促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄制度を創設するとともに、勤労者財産形成貯蓄制度の改善を図る等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである（「勤労者財産形成」は、以下「財形」

こと。

(2) 預貯金等（利子等を含む。）は、住宅の取得の時の頭金等の支払い等の場合を除き、払い出し等をしないこと。

(3) 住宅の取得対価から頭金を控除した残額の支払いは、事業主等から貸し付けを受けて支払う方法等により支払うことを予定している旨が明らかにされていること。

(2) 生命保険会社等または損害保険会社との生命保険契約等または損害保険契約

① (1)の①、③の要件を満たすこと。

② 保険金等の支払いは、住宅の取得の時の頭金等の支払いのほか、災害等により死亡した場合に限り行われ、その保険金等の額は、所定額以下であること。

③ 被保険者とその者が保険期間の満了の日に生存しているときの保険金受取人または満期返戻金受取人などが、同一人であること。

2 財形住宅貯蓄契約は、勤労者一人が一契約に限り締結できること。

二、転職等をした場合の継続措置の拡充

勤労者が転職等をした場合に、現在同一の取扱金融機関等のみで認められている財形貯蓄の継続措置を、すべての金融機関間で認められるよう、その拡充を図ること。

三、財形貯蓄契約等の範囲の拡大

財形貯蓄契約等の範囲に損害保険契約を加えること等の規定の整備を行うこと。

四、財形年金貯蓄契約等に係る課税の特例

財形年金貯蓄契約及び財形住宅貯蓄契約並びに財形給付金等について、所得税及び都道府県民税の課税上の特別措置を講ずること。

五、施行期日

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行すること（衆議院修正）。ただし、六は昭和六十二年十月一日から施行すること。

六、財形貯蓄契約等に係る経過措置

施行日前に財形貯蓄契約を締結している勤労者は、昭和六十一年十月一日から一定の日までの間に、当該契約を財形年金貯蓄契約または財形住宅貯蓄契約に変更する契約を締結することができるること。

委員長報告

ただいま議題となりました労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、住宅取得を目的とする財形住宅貯蓄制度の創設、転職等の際の財形貯蓄の継続措置の拡充、財形年金貯蓄と住宅貯蓄についての所得税及び都道府県民税の課税上の特別措置等であります。

委員会におきましては、財形持家融資の実施状況、財形貯蓄の利子非課税措置等の諸問題について、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、本法律案について、日本社会党・護憲共同、公明党・国民會議及び民社党・国民連合を代表して、中野鉄造理事から、修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同より原案に反対し、修正案に賛成、自由民主党より、原案に賛成し、修正案に反対、日本共産党より原案並びに修正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべき

ものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

以上、御報告申し上げます。

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案（第百七回国会閣法第一一号）

要旨

本法律案は、国立病院等（国立病院または国立療養所をいう。以下同じ。）の再編成の円滑な実施を図るとともに、再編成に伴い、引き続き地域の医療を確保するため、国立病院等の用に供されている資産の譲渡等に関する特別措置を講ずるものである。

なお、衆議院において、地方公共団体以外の公的医療機関の開設者等に対する資産の譲渡の割引率について引き上げの修正がなされている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、移譲に係る資産の譲渡の特例

国は、医療法第三十一条に規定する者その他政令で定

める者（以下「公的医療機関の開設者等」という。）が国立病院等の移譲（医療機関の資産の譲渡で、当該医療機関の職員が、資産の譲渡を受けた医療機関の職員となることを伴うもののうち、政令で定める要件に該当するもの）を受け、引き続きその者の開設する医療機関として経営しようとするときは、当該国立病院等の資産を、地方公共団体に対しても無償で、地方公共団体以外の者に対しては時価からその九割（衆議院修正。政府原案では七割）を減額した価額で譲渡することができる。ただし、国立病院等が離島振興対策実施地域、特別豪雪地帯、辺地、振興山村または過疎地域（以下「特例地域」という。）にあるときは、当該国立病院等の資産を無償で譲渡することができる。

二、その他の資産の譲渡の特例

一によるものほか、国は、公的医療機関の開設者等が国立病院等の資産の譲渡を受け、引き続きその者の開設する医療機関の用に供しようとするときは、当該資産を、地方公共団体に対しては時価からその五割（特例地域にあつては七割）を減額した価額で、地方公共団体以外の者に対しては時価からその四割五分（衆議院修正。政

府原案では三割五分）（特例地域にあつては五割）を減額した価額で譲渡することができる。三、国の補助及び医師等の派遣等

国は、予算の範囲内において、移譲を受けて医療機関を開設する公的医療機関の開設者等に対し、政令で定めることにより、当該医療機関の運営に要する費用を補助することができるとともに、国立病院等の資産の譲渡を受けて開設される医療機関の運営が円滑に行われるよう、国立病院等に勤務する医師等を派遣する等の配慮をする。

四、その他

資産の引き渡しの特例（対価納付前の引き渡し）、延納の特約の規定を設けること。

五、施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

2 国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法の廃止

国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法は、廃止すること。

委員長報告

六三二ページ参照

労働基準法の一部を改正する法律案（第百八回国会閣法第五七号）

要旨

本法律案は、労働時間に関する最低基準とされる時間の段階的な短縮及びこれにあわせて労働時間に関する規制の弾力化を行うとともに、年次有給休暇の最低付与日数の引き上げ等所要の措置を講ずるものである。

なお、衆議院において、三ヶ月単位の変形労働時間制の一日及び一週間の上限時間並びに連続労働日数の上限の設定等について所要の修正がなされている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、法定労働時間の短縮

1 週四十時間労働制を法定労働時間短縮の目標として明らかにすることとし、使用者は、労働者に、一日について八時間、一週間にについて四十時間を超えて労働させではないものとすること。

(3) 一週間単位の非定型的変形労働時間制

2 当面の法定労働時間については、労働者の福祉、労

働時間の動向その他の事情を考慮し、週四十時間労働制に向けて段階的に短縮されるよう命令で定めること。

3 中小企業等については、法定労働時間の短縮に当たって一定の猶予期間を設けることができる」と。

二、労働時間に関する法的規制の弾力化

1 原則的な変形労働時間制の最長期間を一ヶ月とすること。

2 労使協定の締結等一定の要件の下に、次の制度を認めること。

(1) フレックスタイム制

始業・終業時刻を労働者の決定に委ねることとした場合、一週間または一日の法定労働時間が超えて労働させること。

(2) 三ヶ月単位の変形労働時間制

三ヶ月以内の期間を平均し一週間の労働時間が四十時間（一定規模以下の事業にあつては命令で定める時間）以内の場合、特定の週または特定の日に法定労働時間を超えて労働させること。

日ごとの業務に著しい繁閑の差が多い等の要件に

該当する、命令で定める規模未満の労働者について、

一日に十時間まで労働させること。

- 3 三ヶ月単位の変形労働時間制について、労働大臣は、中央労働基準審議会の意見を聴いて、命令で一日及び一週間の労働時間並びに連続して労働させる日数の限度を定めることができること（衆議院修正による追加）。

- 4 使用者は、三ヶ月単位の変形労働時間制及び一週間単位の非定型的変形労働時間制に関する労使協定を行政官庁に届け出なければならないこと（衆議院修正による追加）。

三、年次有給休暇制度の改善

- 1 年次有給休暇の最低付与日数を六日から十日に引き上げるとともに、中小企業については一定の猶予期間を設けること。
- 2 パートタイム労働者等所定労働日数が少ない労働者に対する年次有給休暇の日数は、通常の労働者の所定労働日数との比率を考慮して命令で定める日数とすること。
- 3 労使協定により、年次有給休暇の日数のうち五日を

超える部分については計画的付与ができる」と。

四、その他

- 1 労働者が、事業場外で業務に従事する場合及び業務の性質上その遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある研究開発の業務等に従事する場合における労働時間の算定について、合理的な算定方法を定めること。

- 2 賃金について、一定の確実な支払いの方法による場合には、通貨以外のもので支払うことができる」と。

- 3 退職手当について、就業規則の記載事項の整備を図るとともに、退職手当請求権の時効の期間を現行の二年から五年に延長すること。

- 4 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとすること（衆議院修正による追加）。

五、施行期日

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行すること。

一、使用者は、妊娠婦が請求した場合においては 一ヵ月単位の変形労働時間制、三ヵ月単位の変形労働時間制及び一週間単位の非定型的変形労働時間制の規定にかかわらず、一週及び一日の法定労働時間を超えて労働させてはならないものとすること。

二、週の法定労働時間を定める政令は、週四十時間労働制に可及的速やかに移行するため、制定され、及び改正されるものである旨を明らかにすること。

三、使用者は、年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取り扱いをしないようにしなければならないものとすること。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、労働基準法の一部を改正する法律案の主な内容は、第一に、法定労働時間の短縮であり、週四十時間労働制を法定労働時間短縮の目標として明らかにするとともに、当面の法定労働時間については、週四十時間労働制に向けて

段階的に短縮されるよう命令で定めること、第二に、労働時間に関する規制の弾力化であり、一定の要件の下に、フレックスタイム制、三ヵ月単位の変形労働時間制、一週間単位の非定型的変形労働時間制を認めること、第三に、年次有給休暇の最低付与日数を六日から十日に引き上げるとともに、労使協定による計画的付与ができること等であります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取を行いうとともに、週四十時間労働制への移行時期、当面の週法定労働時間と適用猶予措置、変形労働時間制、年次有給休暇の最低付与日数等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、自由民主党を代表して佐々木理事より、妊娠婦に係る変形労働時間制の適用除外等に関する修正案が、また、日本共産党を代表して内藤委員より、修正案が、それぞれ提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同より原案並びに自由民主党及び日本共産党提出の両修正案に反対、自由民主党より、原案並びに自由民主党提出の修正案に賛成、日本共産党提出の修正案に反対、日本共産

党より、原案並びに自由民主党提出の修正案に反対、日本共産党提出の修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもつて否決され、自由民主党提出の修正案並びに修正案を除く原案は多数をもつて可決され、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

次に、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案は、国立病院及び国立療養所の再編成の円滑な実施を図る等のため、国立病院または国立療養所の資産の譲渡等に関する特別措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取を行うとともに、再編成計画の基本指針、地域保健医療計画との整合性、離島、へき地における医療の確保、職員の待遇等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同より本案に反対、自由民主党より本案に賛成、日本共産党より本案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられ

ました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、精神衛生法等の一部を改正する法律案の主な内容は、近時の精神医療等をめぐる諸状況の変化を踏まえ、国民の精神保健の向上を図るとともに、精神障害者等の人権に配意しつつその適正な医療及び保護を実施し、並びに精神障害者等の社会復帰の促進を図るため、法律の題名を「精神保健法」に改めるとともに、国民の精神的健康の保持及び増進に関する事項、精神医療審査会の設置、精神保健指定医制度の導入、任意入院の手続き等に関する事項、精神障害者社会復帰施設に関する事項その他の事項に関して所要の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、精神障害者的人権擁護の推進策、社会復帰促進策、精神医療における診療報酬のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付

されております。

以上、御報告申し上げます。

精神衛生法等の一部を改正する法律案（第百八回国会閣法第六四号）

要旨

本法律案は、国民の精神保健の向上を図るとともに、精神障害者等の人権に配意しつつその適正な医療及び保護を実施し、並びに精神障害者等の社会復帰の促進を図るため所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、医療保護入院の際の告知の特例、医療保護・応急・仮入院の入院時の告知義務違反及び一定の行動制限を行つた場合の診療録記載義務違反等に係る過料の削除、都道府県知事による指定病院の指定の取り消しに係る地方精神保健審議会の意見聴取、法律施行後五年を目途とする検討等の修正がなされている。

一、法律の題名及び総則に関する事項

1 法律の題名を「精神保健法」に改める」と。

2 法律の目的、国及び地方公共団体の義務並びに国民の義務に、国民の精神的健康の保持及び増進その他の精神保健の向上並びに精神障害者の社会復帰の促進に関する事項を加えること。

二、精神障害者社会復帰施設に関する事項

1 精神障害者の社会復帰の促進を図るため、都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者社会復帰施設として、日常生活に適応するために必要な訓練及び指導を行う精神障害者生活訓練施設並びに自活のために必要な訓練を行い、職業を与える精神障害者授産施設を設置することができる」とすること。

2 国及び都道府県は、精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用の一部を補助することができる」とすること。

三、精神医療審査会に関する事項

精神障害者の入院の要否及び処遇の適否に関する審査を行わせるため、都道府県に精神医療審査会を置くこととする」と。

四、精神保健指定医に関する事項

厚生大臣は、精神障害の診断または治療に係る一定の

経験及び厚生大臣等の行う研修の課程の終了等の要件に該当する医師のなかから精神保健指定医を指定することとする」と。

五、精神障害者の医療及び保護に関する事項

1 精神病院の管理者は、精神障害者を入院させる場合においては、本人の同意に基づいて入院が行われるよう努めなければならないこととする」と。

2 保護義務者の同意による入院を「医療保護入院」とし、医療保護入院及び仮入院に当たつて、指定医による診察を要件とすること。

3 精神科救急に対応するため、七十二時間を限度とする「応急入院」を新設すること。

4 精神病院の管理者は、入院の際には、入院者に対し、当該入院措置を採る旨、退院等の請求に関すること等必要な事項を書面で知らせなければならないこととする

こと。ただし、医療保護入院の際の告知については、患者の症状に照らして支障があると認められる場合は、その支障が解消した時に告知できるものとするとともに、この場合において、その旨を診療録に記載することとすること（衆議院修正）。

六、検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること（衆議院修正）。

七、公衆浴場法の一部改正

公衆浴場の利用規制に関する規定を見直すこと。

八、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、この法律の施行前においても厚生大臣は、一定の事項に

5 信書の発受の制限、都道府県その他の行政機関の職員との面会の制限等、公衆衛生審議会の意見を聴いて厚生大臣が定める行動の制限については行うこととできることとするとともに、患者の隔離その他の行動制限であつて一定のものについては、指定医が必要と認める場合でなければ行うこととできないこととする」と。

6 精神病院の管理者は、措置入院者及び医療保護入院者の症状等を、厚生省令で定めるところにより、定期に報告しなければならないこととする」と。

ついて公衆衛生審議会の意見を聞くことができる」とと
するべし。

委員長報告

六二一ページ参照